

浜松市国土利用計画法届出相当価額検討会実施要領

(目的)

第1条 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条に基づく届出(以下「事後届出」という。)に係る効率的な価額算定事務に資するため、届出における相当な価額の検証を行い、価額算定における適正化を図る。

(検討委員)

第2条 国土利用計画法届出相当価額検討会委員(以下「検討委員」という。)は、1人とし、浜松市の地価事情に精通している不動産鑑定士を選出する。

2 検討委員は、国土利用計画法届出相当価額検討会(以下「相当価額検討会」という。)を通じて知り得た個人情報や、正当な理由なく漏らしてはならない。また、任を解かれた後も同様とする。

(検討結果報告)

第3条 毎月初め、前月に提出された事後届出を検討結果報告書(別紙様式)に取りまとめ、地図等関係書類を添付して検討委員へ送付する。

2 検討委員は、検討結果報告書を受領後、すみやかに内容を検討し、相当価額を記載して、当月末までに都市整備部土地政策課へ提出する。

(相当価額検討会)

第4条 相当価額検討会は、不動産鑑定士の意見を聴取するために、おおむね2ヶ月に1回(年6回)に都市整備部土地政策課長が招集し、開催する。

(検討・協議事項)

第5条 相当価額検討会は、市が行う事後届出に係る価額算定事務に関し、専門的な立場から必要に応じて、助言を行うなど次の事項について検討・協議を行う。

- (1) 相当価額の検証及び算定方法
- (2) 相当価額算定に当たって考慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市整備部土地政策課長が必要と認める事項

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、相当価額検討会の運営その他相当価額の算定及び検討等の事務の実施に関して必要な事項は、別途都市整備部土地政策課長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

